

食料・農業・農村政策審議会

令和元年度第12回畜産部会

第 1 2 回
食料・農業・農村政策審議会畜産部会

日時：令和2年3月24日（火）9：30～11：48

会場：農林水産省 第2特別会議室

議 事 次 第

1. 開会
2. 挨拶
3. 関連資料説明
4. 意見交換
5. 閉会

【配付資料一覧】

- | | |
|--------|--|
| 資料 1 | 議事次第 |
| 資料 2 | 委員名簿 |
| 資料 3－1 | 新たな酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（案） |
| 資料 3－2 | 新たな酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針における経営指標の概要及び地域連携モデル |
| 資料 4－1 | 新たな家畜改良増殖目標（案）及び鶏の改良増殖目標（案）のポイント |
| 資料 4－2 | 新たな家畜改良増殖目標（案） |

- 資料4－3 新たな鶏の改良増殖目標（案）
- 資料5－1 新たな家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針（案）のポイント
- 資料5－2 新たな家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針（案）
- 資料6 食料・農業・農村政策審議会企画部会について
～食料・農業・農村基本計画本文案～
- 参考資料1 新たな酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針の骨子案、
家畜改良増殖目標の骨子案及び鶏の改良増殖目標の骨子案に対する国民の皆様の御意見について
- 参考資料2 新型コロナウイルス感染症に係る情報提供について

午前 9時30分 開会

○伏見畜産企画課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、食料・農業・農村政策審議会令和元年度第12回畜産部会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、本日は御多忙中にもかかわらずお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は畜産企画課長の伏見でございますが、本日もよろしくお願ひします。

それでは、三輪部会長に議事をお進めいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○三輪部会長

皆さん、おはようございます。部会長の三輪でございます。本日もどうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。

本日でございますが、水田局長に御出席いただいておりますので、冒頭に御挨拶を頂きたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○水田生産局長

皆さん、おはようございます。生産局長の水田でございます。第12回の畜産部会の開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げたいと思ひます。

委員の皆様方におかれましては、日頃から農林水産行政、取り分け畜産行政の推進に当たりまして、格段の御理解と御協力を賜っておるところでございます。この場をお借り申し上げます。深く感謝を申し上げたいと思ひます。

この酪肉近、そして、家畜改良増殖目標、家畜排せつ物の基本方針、この見直しにつきまして、特に酪肉近については昨年4月のヒアリングを含めると、本日まで11回にわたり御議論を頂いてきておるところでございます。

委員の皆様方におかれましては、大変御多忙の中、長期間にわたりまして熱心な御議論を頂いたことに、本当に有り難く、感謝を申し上げる次第でございます。

本日はこれまでの御議論を踏まえまして、その本文の案というものをお諮りさせていただきたいということでございます。新たな基本方針などの策定に向けたまとめの御議論を、是非、よろしくお願ひできればと思っております。

いい基本方針、そして、増殖目標等々になりますように、是非、本日も忌憚のない御意見を賜ればと思っておりますので、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○三輪部会長

水田局長、ありがとうございました。

それでは、撮影の方はここまでとさせていただければと思います。

それでは、早速ではございますが、議事を進めたいと思います。

まず、事務局より、本日出席の委員の皆様の御紹介、出欠状況の御報告、配付資料の確認などについて、よろしくお願いいたします。

○伏見畜産企画課長

それでは、紹介させていただきます。

まず、部会長の三輪委員でございます。

石澤委員でございます。

大山委員でございます。

小野寺委員でございます。

金井委員でございます。

小谷委員でございます。

里井委員でございます。

須藤委員におかれましては、少し遅れておりますけれども、出席されるということをお願いしております。

続きまして、藤嶋委員でございます。

なお、有田委員、加藤委員、釧持委員、砂子田委員、築道委員、前田委員、松永委員、西尾委員におかれましては、所用により御欠席ということで連絡を受けております。

審議会に関する規定では、委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の1以上の出席がなければ会議を開き議決することができないと定められておりますが、本日は全体で17名のうち、遅れてまいります須藤委員を加えまして9名の委員に御参加いただいておりますので、規定数を満たしていることを報告いたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料を御覧ください。

資料一覧から、資料1から参考資料2まで資料がございます。資料3につきましては枝番

が2までございます。資料4につきましては枝番が3まで、資料5につきましては枝番が2までついてございます。

もし不備がある場合には途中でも構いませんので、お近くの事務局までお申し付けください。

以上でございます。

○三輪部会長

ありがとうございました。

前は、骨子案について御議論頂きましたが、今日は酪肉近、家畜改良増殖目標、家畜排せつ物基本方針の本文案を中心に議論をしてまいりたいと思います。効率的な運営に努めますので、円滑な議事の進行に皆様も御協力いただければと思います。

それでは、資料に基づいて、事務局より御説明をお願いいたします。

○形岡畜産総合推進室長

畜産総合推進室長の形岡でございます。私からは資料6を用いまして、食料・農業・農村政策審議会の企画部会について、これまでの議論について御説明を致します。

資料6でございますけれども、企画部会におきましては、直近ですと、3月10日と19日に基本計画の本文案が示されまして、前回の畜産部会で御報告した基本計画の骨子案を基礎といたしまして、内容が充実されております。

ここでは、ポイントを御説明いたします。資料6の7ページを御覧いただきますと、数字番号で7ページというところがございますけれども、真ん中付近でございます。「特に」以下のところで、新型コロナウイルスにより深刻な需要減少や人手不足等の課題に直面していること、これらに対する十分な政策の必要性があるといったようなことなどが追記されてございます。

それから、9ページを御覧いただきますと、食料自給率に関して記載がございます。(2)の一番下のところ、食料自給率の目標を示しているところですが、②のところがございます。飼料自給率の目標と、国内生産に着目した食料国産率という用語が用いられています。この食料国産率という言葉でございますけれども、前回では算出食料自給率と言っていたものでございますが、言葉が改められてございます。

ただ、その趣旨に変更はございませんでして、その意味するところにつきましては、17ペ

ージを御覧いただきますと、端的に書き表されておりますけれども、17ページの下の方で
ございます。イのところに大きな四角括弧があるところでございますけれども、食料国産
率というところで、国内に供給される食料に対する国内生産の割合を示す、飼料が国産か
輸入かにかかわらず、畜産業の活動を反映して、国内生産の状況を評価する、そういう趣
旨のものになってございます。

企画部会での議論におきましては、各委員から、国民への伝え方、計画の実践と進捗管理
に関する御意見がございましたが、本文に大きな変更を伴う御意見はなく、大橋部会長に
一任されたということをお報告いたします。

以上でございます。

○三輪部会長

続いて、酪肉近本文案について、よろしくお願ひいたします。

○伏見畜産企画課長

私の方から、資料3-1と資料3-2に基づきまして、一括して説明いたします。資料3
-1は新たな酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針の本文案ということで、
資料3-2については、経営指標の概要及び地域連携モデルでございます。

まず、資料3-1を御覧ください。これに関しましては、前回の第11回畜産部会において
骨子案をお示ししましたが、その際頂いた御意見を中心に、説明いたします。

まず、まえがきの3ページ目を御覧ください。3ページ目の9行目のところに、前回の畜
産部会において多くの委員の方々から、新型コロナウイルスの拡大を懸念する御意見がご
ざいました。その9行目のところに、新型コロナウイルスなど不測の事態による経済活
動への影響といった懸念に対しても、その状況を見極めながらしっかりと対応しなければ
ならないと記載させていただきました。

また、三輪部会長から、情報発信によって消費してもらうことも重要との御意見がありま
したので、参考資料で付けておりますが、農林水産省として、牛乳及び牛肉の消費拡大に
向けた情報発信や、畜産関係者向けの新型コロナウイルス感染症への対応についての通知
の発出等、積極的な情報発信に取り組んでいるところでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。黄色いハイライトになっておりますけれども、こ
こは、金井委員、小野寺委員から、TPP11、日EU・EPA等の国際化の進展について、

生産や経営に、今後、どう影響するのか注視することを含め記載すべきとの御意見がございました。それを踏まえまして、14ページまで飛びますけれども、その旨を記載するとともに、確実に再生産が可能となるよう、生産基盤の強化を図るなど、と記載いたしました。続きまして、8ページを御覧ください。これは西尾委員の方から、安定的な乳用後継牛の確保が重要との御意見がございました。黄色いハイライトで、8ページの5行目の④で「性判別技術の定着による後継牛の効率的な確保」を記載しております。

続きまして、10ページを御覧ください。10ページにつきましては、金井委員より、畜産クラスターについては支援を行う旨、明示してほしいとの御意見がございました。24行目に、畜産クラスターなどの各種施策を通じて、地域全体で収益性の向上を図る取組を支援することが重要と記載させていただきました。

11ページ目を御覧ください。金井委員、里井委員からも、もっと中小規模の家族経営をサポートするというメッセージが伝わるように工夫してほしいという御意見がございました。これにつきましては、まずは、規模拡大を行わない場合の施策として、(1)で、中段頃にありますけれども、新技術の実装等による生産性向上の推進として、1つの項目を立て、「中小規模の家族経営をはじめとする畜産経営が、規模拡大を行わずとも生産性向上を図る取組に対し支援することが重要である」という文言で、規模拡大を行わない経営への支援について記述いたしました。

また、この具体的な施策として、次の段落から次のページの上半分にかけて、増頭要件のない施策を列挙させていただいております。

続きまして、13ページ目でございます。13ページ目では、金井委員より、経営継承について国の後押しをお願いしたいとの御意見がございました。これを踏まえまして16行目に、畜舎の経営継承を行いやすくするため、後継者不在の経営の畜舎等の整備を行えるよう支援する旨、記載いたしました。

同じく、13ページに、金井委員より、人材確保について所得が増大し、魅力ある産業になることが重要との御意見がございました。これを踏まえまして、29行目に、「人材を確保するためには、まず収益性の高い経営により、所得が確保できる魅力ある産業となることが重要」と記載いたしました。

続きまして、14ページ目を御覧ください。小野寺委員より、外部支援組織における労働力不足、組織経営の安定化に向けた方針を具体的に記載すべきとの御意見がございました。これを踏まえまして、外部支援組織の育成・強化という項目で、御指摘のあった外部支援

組織の労働力不足の現状にも触れ、例えば、自動操舵機能付トラクターやドローン等のICT機械の導入も含め、様々な方法により、外部支援組織を育成・強化する旨、記載いたしました。

16ページ目を御覧ください。16ページ目については、小野寺委員、小谷委員、藤嶋委員より、家畜排せつ物処理について、しっかりと循環させるべき、地域の実情に合わせた処理やエネルギー利用について御意見がございました。これを踏まえまして、畜産経営が自給飼料生産に活用することにより、資源循環に努めること、送電インフラの状況を見極めた上で、FITの活用やエネルギーの地産地消等により、発電や熱等のエネルギー利用についても検討等の記載をしております。

17ページ目を御覧ください。これは小谷委員から、飼料自給率の向上、水田放牧について御意見を頂きました。これにつきましては、7行目に「国産飼料に立脚した畜産への転換を推進」、17行目に「条件不利な水田等を放牧や飼料生産に活用」と記載しております。同じく17ページ目で、西尾委員から、都府県酪農の生産基盤強化と関連して、デントコーン等の飼料作物生産について御意見を頂きました。これを踏まえまして、11行目から「水田を活用した青刈りとうもろこしの生産を推進」と記載しております。

また、同じく17ページでございますが、これは藤嶋委員から、飼料用米の多収品種や安定生産・安定供給についての御意見を頂きました。これを踏まえまして、「飼料用米の多収品種の利用等による安定生産・供給を推進」と記述しております。

続きまして、17ページから18ページに、経営安定対策について記載しております。金井委員から引き続き、運用ではなく記載してほしいとの御意見がありましたので、18ページの2行目に、「国内需給と価格への影響を注視しつつ、生産者の経営安定に万全を期す」と記載しております。

生乳の需給安定につきましては、小野寺委員から、短期的な需給緩和の対応、金井委員から、集送乳の合理化、年度を越えた契約、西尾委員から、指定団体以外の事業の責任について、それぞれ、意見を頂きました。

18ページを御覧ください。18ページの16行目から、「多発する災害等による不測の急激な需要変動があっても生産基盤を毀損することなく」と明示しました。その上で、需給の安定を図っていくためには、生乳生産から牛乳・乳製品製造販売までの各段階の取組が重要でありますことから、①から④までで各段階における取組を記述し、19ページ目に入りますが、19ページ目の⑤に、国の取組として加工原料乳生産者補給金制度のほか、競争力強

化のための取組の支援等を通じて、生乳需給の安定を促す旨を記述しております。

また、19ページに、最適な生乳流通体制の構築として、32行目に、国は生産者だけでなく、乳業者、指定団体以外の事業者を含む生乳流通事業者の契約・法令の遵守を徹底した上で、現場からの意見を踏まえながら、制度を必要に応じて検証し、適切かつ安定的に運用するとしております。

続きまして、20ページの2行目でございます。2行目の最後から「複数年契約等により安定的な取引に向けて取組の検討に努め」と書いた上で、5行目から、集送乳業務の合理化について記載しております。

次に、20ページを改めて御覧ください。釧持委員、築道委員、三輪委員から、需要に応じた牛肉生産、あるいは交雑種、乳用種の位置付けについて御意見を頂きました。これを踏まえまして、消費者の様々なニーズに対応して、脂肪交雑の多い牛肉の生産の推進に加えまして、適度な脂肪交雑で値頃感のある牛肉の供給も推進する旨、記載したほか、32ページから交雑種、乳用種の位置付けを記載しております。

続きまして、21ページを御覧ください。21ページは金井委員からありましたG Iに関する御意見を踏まえて、29行目にG Iの記述をしております。

続きまして、22ページから23ページの家畜衛生対策についてでございますが、これについては、金井委員から、国内防疫について市町村の関与を明示してほしい、築道委員より、流通段階での防疫対策について検討してほしい、との御意見がございました。それぞれ17行目の（ウ）、30行目のと畜場や飼料業者などの関連事業の防疫対策について記載しております。

次に24ページを御覧ください。釧持委員から、動物用医薬品に関して消費者への正しい知識の普及が必要との御意見がございました。24ページの最後に、「畜産物の安全確保に関する情報発信を積極的に行う」と記載し、動物用医薬品のみならず、飼料も含め、情報発信を行うことを記載しました。

次に、飛びますが、42ページをお願いいたします。42ページにつきましては、築道委員より、食肉卸売市場の機能についても触れてほしいとの御意見がございました。これを踏まえまして、42ページの最後に、卸売市場の機能について記載しました。

委員の皆様からの御意見に関する説明は以上でございます。

続きまして、長期見通し・生産数量目標関係を説明させていただきます。

27ページにお戻りください。27ページに酪肉近におきましては、需要の長期見通し、生産

数量の目標、飼養頭数の目標を示すことになっております。この数字は、食料・農業・農村基本計画と整合性を取った数字でございます。

まず、27ページの10行目の長期見通しでございますが、1つ目として、牛乳・乳製品の国内消費仕向量は生乳換算で、現状、平成30年度は1,243万トンを上回る1,302万トンとなっております。

2つ目として、牛肉の国内消費仕向量は、部分肉換算で、現行とほぼ横ばいの、94万トンと見込んでおります。

28ページを御覧ください。（1）の飲用向けの需要量について、近年、微増傾向で推移していることを踏まえ、ほぼ横ばいの400万トンとしております。

続きまして、29ページを御覧ください。29ページの（2）乳製品向け需要量ですが、現状は323万トンのところ、チーズ・生クリームの需要が伸びていることから、その伸びを見込んで、372万トンと、50万トンほど高く設定しております。これらを合わせた（4）にあります780万トンが国産生乳の需要量の合計となっております。

次に、30ページを御覧ください。1つ目として、上側ですが、生乳生産数量目標は国産生乳需要量と同じ780万トンとし、地域別に整理しているものでございます。下の方は牛肉の生産数量の目標として、和牛増産プランを踏まえまして、部分肉ベースで40万トンと、基本計画の生産努力目標と同じ数値としております。

31ページにまいりまして、ここは地域別の飼養頭数、乳牛と肉用牛について書かれております。

経営指標関係でございますけれども、32ページでございます。今回の経営指標では、酪農6モデル、肉用牛6モデルの12モデルを提示しております。この中で、今回の経営指標では、1つ目として、生産基盤を強化し持続的な成長・発展を図るという観点から、前回策定した経営指標をベースとしつつ、2つ目として、新技術の実装や外部支援組織や他の畜産経営との地域連携により、持続的・安定的な経営を実現する中小家族経営と積極的に規模拡大した大規模法人経営の双方のモデルを提示しております。

例えば、36ページの一番左のモデルでは、4と上に書いてございますけれども、40頭と平均的な都府県酪農の家族経営で、搾乳ユニット自動搬送装置、キャリロボと言われるものなどを比較的導入しやすい機械や外部支援組織の活用で、つなぎ飼いのまま、持続的・安定的な経営を実現するモデルとなっております。

37ページの肉用牛（繁殖）経営の1番の経営モデルでは、繁殖雌牛30頭規模で、放牧やコ

ントラクターの活用により省力化を図り、効率的な飼養管理を行う家族経営のモデルを示すなど、中小規模の家族経営や過剰な投資を行わずとも、経営規模の維持が可能となるモデルを示しております。

続きまして、39ページをお願いいたします。39ページは、集送乳及び乳業の合理化に関する事項をまとめております。集送乳の合理化については、13行目にありますように、今後とも、燃油高騰や輸送事業者の人件費の増加、酪農経営や乳業の点在化等についても適切に対応しつつ、集送乳経費の負担軽減に努める必要があるとの考えの下、ブロックをまたがった効率的な集送乳路線の構築、クーラーステーションの再編整備等を記載しております。また、集送乳経費の目標としては、厳しい輸送環境も踏まえまして、現行水準を維持するという目標になっております。

続きまして、40ページをお願いいたします。40ページの乳業の合理化については、6行目から、中小乳業の衛生管理の水準の高度化、9行目から、北海道の大手乳製品工場の処理能力の確保、乳製品の製造体制の強化を図る旨、記載しております。

また、牛乳・乳製品工場の稼働率の目標として、現状水準から1割上昇するという目標を設定しております。

さらに41ページでは、工場数の目標を掲げておりまして、現状の8割から9割に再編を進める目標としております。

次に、肉用牛の流通合理化について、家畜市場について、地域の実情を踏まえ、家畜市場の再編整備を推進すること、受精卵由来の肉用子牛への対応、年間を通じた市場開催、機能向上等を記載しております。

次に、牛肉の流通合理化について、顔の見える商品作りが求められている中で、生産者、食肉処理施設、食肉流通事業者の3者によるコンソーシアムの下、再編、合理化を促進する旨、記載しています。

また、食肉処理施設の稼働率の目標として、現在の61%を70から90%以上に引き上げる目標としております。

参考でございますが、資料3-2に移りまして、地域連携モデルの関係を御説明いたします。この3-2の資料の1ページ目から5ページ目までは、今ほど御説明しました経営指標となりますが、6ページ目を御覧ください。6ページ目、今回の酪肉近ではこれまでの畜産クラスターの取組を通じまして、各地域で行われるようになってきた地域連携の取組の横展開を図るため、参考資料として示したいと考えております。

7ページには、肉用牛増頭と乳用後継牛確保を図るため、地域連携の取組として、和牛受精卵の増産、酪農経営での和子牛生産や性判別技術を活用した乳用後継牛の安定確保等を進める取組、8ページにまいりまして、酪農経営の労働負担軽減に資する外部支援組織の活用の取組として、外部支援組織をフル活用し、飼料生産や育成業務を外部化し、労働負担軽減分を牛舎の空きスペースを活用した増頭に充てる取組、飛びまして、10ページでございますけれども、地域の連携により経営資源を継承し、新規就農者の独立につきまして支援する取組を載せております。

このようなモデルを示しながら、目標達成に向けた都道府県計画の策定や現場での取組を促してまいりたいと考えております。また、3月17日まで行いました新たな酪肉近及び家畜改良増殖目標の骨子案への国民の皆様から頂きました意見募集結果について、参考資料1として配付しております。詳細な説明は省きますが、本日の御審議の御参考にしていただければと思います。

事務局といたしまして、今後の施策の推進に当たっての参考としていきたいと考えております。

もう一点、新たな酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針の副題案（たたき台）を、机の上に置いてございますけれども、配付させていただいております。一部の委員の方から副題を付けるべきと御意見を事前に頂きましたので、そのことも踏まえまして幾つかのたたき台をお示しさせていただきました。これにつきましても御意見を頂ければと思っております。

私の方からは、非常に早口で聞きづらかったと思いますが、説明は以上でございます。

○三輪部会長

ありがとうございます。

続いて、家畜改良増殖目標及び家畜排せつ物基本方針について、事務局より御説明をお願いいたします。

○犬飼畜産振興課長

畜産振興課長の犬飼でございます。私から家畜改良増殖目標と鶏の改良増殖目標につきまして、まず、御説明をさせていただきます。

前回の2月末の畜産部会では、資料4-1にございます畜種別のポイント、それからポイントに対応した形で、本文の内容を御説明させていただきました。今回は新たに「まえがき」の部分を作りましたので、そちらの部分と、前回の畜産部会で委員の先生方から頂きました御意見を踏まえまして、記述を改めたり、追記した部分、これについて説明をさせていただきます。

なお、本来であれば、酪肉近と同様に、変えた部分について色を付けるなどの配慮をすべきところを、ちょっと至らぬところがありましたので、冒頭、おわび申し上げます。

それでは、資料4-2を御覧いただきたいと思います。まず、多くの委員の先生方から、消費者の求める品質の畜産物を適正な価格で供給することが重要であるという御意見を頂きました。これを踏まえまして、「まえがき」を作成しております。

資料4-2の1ページをお開きいただきたいと思います。

1ページ目の2段落目の最後の部分のところにおきまして、これまで以上に、消費者から求められる品質と、それに応じた価格の両面で、強みのある畜産物を安定的に供給することが課題であるということ、それから、同じページの3段落目に、課題となっている強みである畜産物の生産を、より効率的に進めるためには、改良に資するデータをいかに効率的に集約して分析し、家畜作りに生かすことができるかが鍵となる旨記載をしております。また、2ページ目の下から2段落目を中心とした部分になりますけれども、国、家畜改良センター、都道府県、畜産団体などの改良関係機関で、遺伝的能力の高い家畜を作出して、農場で能力の高い家畜を増殖して、強みのある畜産物を消費者に供給して、消費者からのニーズを伺い、それをまた踏まえまして、再び改良増殖を図っていくという体制が重要であるということを書かせていただいております。

続きまして、前回の畜産部会で、各委員の先生方から頂きました御意見への対応状況について、畜種別に御説明をさせていただきます。

前回、金井委員と釧持委員、築道委員から、肉用牛につきまして、需要に応じた畜産物の供給をすべきだという御意見を頂きました。具体的には、金井委員からは、早期出荷のニーズは確かにある一方で、脂肪交雑の入ったA5の肉にもニーズがあり、ニーズの多様性に応えることが重要であるということ、それから、釧持委員と築道委員からは、適度な脂肪交雑の入った、適度な価格の牛肉を消費者は求めているという旨について、御意見を頂きました。

今回の改良増殖目標におきまして、肥育牛につきまして、19ページの飼養管理の項目のイ

のところの中で、個体の能力に応じつつ、一定の収支バランスを確保し得る適切な段階で速やかに出荷するよう努めるものとする。それから、ウの中で、一律に肥育期間の短縮を図ることは困難な面が多いことを踏まえ、改良面と飼養管理面から増体性や肉質及び不飽和脂肪酸などの向上を図りつつ、流通及び消費者サイドの理解を得ながら取り組むものとするとし、さらに19ページの一番下にございます肥育期間の数値目標につきましても、黒毛の肥育期間の終了月齢が現状29.5か月となっていますが、脂肪交雑のニーズの多様性も踏まえまして、26から28か月と、短縮に幅を持たせる形で、数値目標を設定しております。生産コストと収支のバランスを見ながら、消費者の望む品質の牛肉を供給できるよう目標を設定したというところがございます。

それから、前回、藤嶋委員から、豚につきまして、年間離乳頭数については多産性の種畜の導入により、改善が見られる一方、肉質については改善の余地もあり、研究が進められているという旨の御紹介を頂きました。豚の肉質の改良につきましては、30ページの下段の⑤の食味に関する指標というところにあるように、食味の評価指標等の開発、それから、その普及を図ることを目標としております。

また、止め雄につきましては、ちょっとお戻りいただいて、25ページになりますが、この中段におきまして、国産豚肉全体の食味の向上、差別化やブランド化に資するものとして、デュロック種におけるロース芯への脂肪交雑の向上を図るということを目標に記載しているところがございます。

それから、資料4-3になりますが、鶏の改良増殖目標の関係でございます。前回、石澤委員から、鶏につきましてPGCs、始原生殖細胞を活用した鶏の遺伝資源の保存につきまして、活用などの方向性も含めて、しっかりと明記をすべきではないかという御意見を頂きました。PGCsは精子や卵子になる前の細胞でございますが、この保存技術の活用につきましては、近交係数の上昇、あるいは疾病などによる殺処分で遺伝資源が途絶えるというリスクを回避するというに役立つと考えておりますので、本技術の普及を推進する予算を、令和2年度予算に計上しているところがございます。

今回の鶏の改良増殖目標におきましては、3ページの改良増殖をめぐる現状と課題の3段落目のところにおきまして、国産鶏種の遺伝資源を始原生殖細胞の保存技術を活用して安定的に確保するという、それから、8ページの(2)の①の(イ)になりますが、PGCsの保存性の技術習得、それから普及体制については、関係者間で相互に補完できるような連携体制を構築することを検討する旨の記述をしまして、PGCsの活用の方向性

を示したところでございます。

また、令和12年度の増殖目標につきましては、企画部会で議論されております、食料・農業・農村基本計画と整合性を取る数字としまして、繁殖性、あるいは、増体性の向上などを改良目標に考慮した結果、乳用牛につきましては、現状133万トンのところを132万トン、肉用牛につきましては現状251万トンのところを303万トン、豚につきましては現状916万トンのところを853万トン、鶏につきましては、卵用鶏につきましては、現状1億8,500万羽を1億8,800万羽、肉用鶏につきましては、現状1億3,800万羽を1億4,800万羽としております。

なお、馬とめん山羊につきましては、多様な利活用が行われることも踏まえまして、需要動向に応じた頭数となるよう努めるということで、目標を設定しておるところでございます。

足早ではございますが、家畜と鶏の改良増殖目標について、説明をさせていただきました。引き続きまして、家畜排せつ物の利用を図るための基本方針につきまして、御説明をさせていただきます。

まず、前回の2月の畜産部会では、資料5-1にあるポイントを中心に御説明いたしました。家畜排せつ物に関しまして、委員の先生方から頂いた御意見は、酪肉近に関するものを含めまして、今回説明する基本方針に反映させていただいております。

具体的には資料5-2を御覧いただきたいと思います。

本方針は、前回、御説明した骨子から基本的には変わらず、堆肥の利用拡大、それから家畜排せつ物のエネルギー利用の推進、畜産環境問題への対応という、3つのポイントに基づいて作成をしております。

冒頭で、家畜排せつ物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、畜産業を営む者が自らの責任において適正に処理しなければならないという基本を示しています。

それから、肉用牛・酪農の生産拡大プロジェクトで増加します家畜排せつ物の利用促進のために、完熟化、ペレット化、あるいは、昨年改正されました肥料取締法を踏まえた化学肥料と家畜堆肥の配合などの高品質化が重要であり、畜産サイドだけで取り組むのではなくて、耕種サイドと協力をして、耕種側のニーズを把握して、肥料メーカー、あるいは、その運送の関係者などとも連携をして、加工や輸送を進め、広域流通を推進するということが重要である旨を記載しています。また、このための施設整備等に向けまして、予算を、令和元年度補正予算で措置をしています。

各委員から頂いた御意見への対応でございます。2月末の畜産部会では、小谷委員から、家畜排せつ物を利用して自前の牧場や装置で循環利用を促進することが重要ではないかという御意見を頂きました。御指摘のとおり、2ページのところになりますが、家畜排せつ物は、本来的には経営内で循環すべきことが基本ですので、2の基本的な対応方向の(1)の堆肥の利用拡大のアの堆肥の地域内での利用促進に、経営内で生産した良質な堆肥を適切に施肥することにより、まずは自給飼料生産を推進することが重要という旨を記載させていただきました。

また、小野寺委員からは、ふん尿処理対策は、北海道酪農の持続的成長を達成するためには、必ずセットで議論すべき点であり、地域の実情に合わせた処理施設の機能強化の具体化や、エネルギー利用に向けた送電網等、インフラ整備に係る省庁横断的な議論について記述が必要であるという御意見を頂きました。

まず、地域の実情に合わせた処理の機能の高度化のところでございますが、3ページを御覧ください。2の基本的な対応方向の(1)の堆肥の利用拡大のアの堆肥の地域内での利用促進におきまして、高齢化に対応し、地域の実情や防疫面を考慮しつつ、地域の堆肥センターの機能向上や活用を促進すると記載しました。

このほか、4ページになりますが、第2の処理高度化施設の整備に関する目標の設定に関する事項の、1の目標設定の基本的な考え方の2段落目になりますが、国としても、個人の堆肥舎や污水处理施設の長寿命化を進めるとともに、共同利用施設整備の実施要件を緩和することとしていると記載しました。

また、北海道のように、大規模なフリーストールによる酪農が盛んで、堆肥としての利用が難しいような地域においては、エネルギー利用も家畜排せつ物の適切な処理を確保するための一つの有効策であると考えております。

このため、御指摘のエネルギー利用のための送電網等、インフラ整備の強化につきましては、実は、先日も行ってきましたが、今後とも、電力業界を主管する経済産業省とよく連携をして取り組んでいきたいと考えております。

また、そのような状況を踏まえまして、3ページになりますが、(2)の家畜排せつ物のエネルギーとしての利用推進におきまして、収益性、地域活用電源としての方向性や、電力系統への接続状況等を見極めた上で、増頭に伴う家畜排せつ物の処理コスト増加を相殺するため、固定価格買取制度等の活用による電気、熱等のエネルギー利用を推進するとともに、電力系統の課題を踏まえ、自家消費を含めたエネルギーの地産地消や、電気ではな

くガスを直接利用する取組等、新たな経営モデルの確立を推進することが重要と記載を致しました。

足早ではございますが、家畜排せつ物の利用促進を図るための基本方針について、御説明をさせていただきました。

○三輪部会長

御説明、ありがとうございました。

事務局からの御説明は以上となります。

それでは、これから、委員の皆様から、お一人当たり5分をめぐり、御意見を伺いたいと思っております。

本日、金井委員が途中で御退出という形で伺っておりますので、初めに金井委員から御意見を頂いて、事務局から御回答を頂く。その後に4名の方で、事務局からの御回答、更に4名の方という形で、3つに分けて進めさせていただければと思います。

それでは、早速で恐縮ですが、金井委員、よろしく願いいたします。

○金井委員

まず、前回、様々な御意見を申し上げましたが、国際化の進展への対応や、畜産クラスターなどによる支援、中小規模・家族経営に関する記載などについて、原案に反映いただき、感謝を申し上げます。

私どもは、この内容について、生産現場にメッセージとして届くよう周知を図っていきませんが、国におきましても、都道府県計画をはじめ、地域実態に応じた取組が進むよう、今後の進捗状況も注視いただきたいと思います。

その上で、若干、補足的な意見として申し述べさせていただきます。

まず、生乳流通対策や改正畜安法について申し上げます。先般の新聞記事であります、ある生乳卸売事業者が、生乳の集荷を一旦停止して、酪農家が生乳を廃棄しているとの記事が出ております。あくまで、マスコミの記事のみの情報であり、農水省も事実関係を確認していると聞いてはおりますが、改正畜安法施行後、生産現場では二股出荷など、様々な課題が生じていると思っております。

酪肉近の原案には、「生産現場の意見を踏まえながら制度を必要に応じて検証」とありますが、制度の見直しも含めて、あるべき生乳の流通について、是非、検討を進めていただ

きたいと思います。

この場合、何のために本制度に取り組んでいるかといったら、酪農家が持続的に酪農を続けていけるようにするためだと思います。農林水産省におきましても、複数年契約もありますが、指定事業者任せではなく、しっかり関与して、酪農家目線での検討を進めていただきたいと思います。

続きまして、国産飼料基盤の強化についてであります。新たな飼料自給率目標は、現行の基本計画の40%から34%へ引下げられる方向で検討が進められております。これから国際化の進展や世界的な人口増加、食肉需要の増加、新型コロナウイルスの発生などをふまえれば、大変な問題が潜んでいるのではないかと思います。

海外の飼料に依存する構造は、極めてリスクが高く、持続的な畜産経営を行うためには、国産の自給飼料基盤の強化が最も重要な課題ではないかと思います。国産飼料の増産に向けた機運が下がることのないよう、しっかりとしたメッセージを送っていただくとともに、それに合わせた支援もお願いしたいと思います。

輸出については、この間も申し上げましたが、5兆円の目標が出され、実際に具体化すると思いますが、畜産でも酪農でも、すぐ輸出が増えるわけではないと思います。畜産は流通施設の整備など、様々な関連するものがありますので、関係者も含めてかなり強力にやらないと、具体化できないのではないかと思います。牛を増やせばいいだけでなく、処理や流通など、様々な課題がありますので、それらもふまえ、思い切った対策をお願いします。

最後になりますが、新型コロナウイルス対策について、申し上げたいと思います。畜産・酪農については、特に、和牛の価格が下がっていることは周知の事実だと思いますが、生産現場でよく耳にするのは、保管する倉庫がないということであり、そこで、何とか緊急的な対策をお願いしたいと思います。

現在、政府におきましても、追加の経済対策がマスコミ等で報道されております。このような中、需要喚起対策や肥育経営の収益性悪化に対する支援、流通対策など、緊急かつ思い切った対策をお願いしたいと思います。緊急と申しますのは、今、本当に現場が困っているからであり、「ものを動かす」という観点から思い切った対策をお願いしたいと思います。

最後に、企画部会の資料にも新型コロナウイルスについては中長期的な課題を整理する必要があるという記述もありますが、今後、コロナが経済社会をどのように変えていくのか、

畜産・酪農分野でも、どのような中長期的な課題があり対応すべきか、ご検討いただきたいと思います。

○三輪部会長

ありがとうございます。

それでは、事務局より御説明、御回答等、ございましたら、よろしく願いいたします。

○水野牛乳乳製品課長

金井委員の方から、生乳流通改革の件で御指摘いただきましたけれども、生乳流通改革では、今回、改革したことについて、生乳の販売先を選択できる環境を整備したということで、このこと自体が問題ではないというふうに思っておりますけれども、一方的な契約変更、いわゆる、いいところ取りみたいな問題とか、また、集送乳に影響があるのであれば、それは問題だというふうに考えてございます。

ただ、今回の事案については、現在、調査をしておりますし、個々の事業者間の取引所の問題として、例えば、生乳品質自体が著しく悪いとか、商取引所の合理性があるか何かをよく見た上で、当事者双方から事実を確認した上で適切に対処していきたいなというふうに思っているところでございます。

私からは以上です。

○関村飼料課長

金井委員から、飼料自給率の向上と国産飼料基盤の強化について御意見を頂いた件についてでございます。現行の目標40%になってございますけれども、12年度の目標につきましては、今後、和牛を増頭・増産を強力に図っていくという観点と、あと、食品のロス削減によりまして、エコフィード原料が減少するといったことが見込まれておりますので、34%に下がるという試算をしているところでございます。

しかしながら、現在、平成30年度の飼料自給率25%の中で、近年、ほぼ横ばいで推移してきております。その中で、34%という目標は、現状よりも大幅に増やすという目標になりますので、かなり意欲的なものとなっていると考えております。

このために、先ほど御意見がありましたとおり、国内の飼料生産基盤を強化するといった観点で、その飼料につきましては、草地整備、更に草地の生産性向上を図るほか、コント

ラクター等の飼料生産組織も、ICT化によりまして作業の高効率化を図っていくこと、更に、本畜産部会でもいろいろ御意見を頂きました放牧を更に推進していくこと、また、委員の方からありましたとおり、青刈りとうもろこしを水田等で作付けをするといったところを、飼料対策としてしっかりと対応していく。他に、濃厚飼料の対策としましては、子実用とうもろこしの作付けを拡大しまして、国産の濃厚飼料を増やしていくという対策、更に、農場残渣等の未利用資源の利用拡大といった面も課題として捉えて、これらに対する予算を令和2年度の予算でも確保しておりますので、それを積極的に推進し、国産飼料の増産を図ってまいりたいと考えております。

○望月食肉鶏卵課長

金井委員から輸出についてもお話しいただきました。確かに、おっしゃるとおり、牛を増やただけでは無理でありまして、今、例えば、欧米系の施設というのはアメリカ向け14施設、ヨーロッパ向け7施設という、まだ、この数が少ないので、まずは、こういった施設整備も迅速に進めていきたいと思っております。

また、もちろん、ハードだけじゃなくて、売込みといったソフトのものも大事でございますので、我々といたしましても、4月から農水省で輸出対策本部ということで、江藤大臣を本部長に立ち上げますので、こういった中で、ソフトも併せた対策をしっかりと検討していきたいと思っております。

それから、2つ目でございます。現在、和牛の価格が下がっています。一方で、現場では保管する倉庫が足りないというお話を頂いているということがありました。私どもも、こういった話を耳にしておりますので、正に、金井委員がおっしゃるように、ものを動かすという観点から、今回の経済対策、需要喚起対策、あるいは、この流通対策というものをしっかりと詰めていきたいと考えております。

○伏見畜産企画課長

すみません、短く。金井委員の方から最初に、国の方も現場を注視して、という話がありましたので、今後、目標達成に向けまして、都道府県計画の策定とか現場での取組を国としても促してまいりますので、注視したいと思っております。

あと、アフターコロナの問題については、今、この基本方針の中に書き込むということは

できませんけれども、国として、今の動向等をちゃんと注視しておりますので、今後、いろんな施策に向けて考えてまいりたいと思います。

○三輪部会長

ありがとうございました。

それでは、ここから、石澤委員から小谷委員まで、それぞれ、4名まとめて御意見、御質問を頂いた上で、事務局より御回答いただければと思います。

それでは、石澤委員、よろしく願いいたします。

○石澤委員

我々は、ふだん農林水産省の皆さんに、的確じゃないとか、動きが遅いとか、いろんなこととお話ししてきましたけれども、今回コロナの件では、我々、畜産農家に対して非常に的確な対応、食品業界に対しても、徹底した消毒とか従業員対応などの指導があり、国民への食料供給に重点を置いており、畜産業界や食品業界感染があったとしても、継続出来るような支援していただいているという点にしては、農林水産省の今回の対応は、すばらしい対応じゃなかったかなと思います。今後も、引き続き、畜産業界食品業界に対してのご支援と国民への安定した食の供給に対する御協力とご支援のほどをよろしくお願いしたいと思います。

さて、第12回畜産部会に当たり3点の要望と意見を述べさせて頂きたいと思います。私もちょうど今年でこの畜産部会に入らせていただいて、10年になります。この間いろいろ勉強させていただき、いろいろお話もさせていただきました。その中で、1点目として私たちが決して忘れちゃいけないことは、畜産という産業は日本人の食を守るとても大切な産業でそこで生産された家畜は食料資源でいわゆるライブストックだということをしっかり心しておいていただく事が大事だと思います。

自給率のお話等いろいろありますけれども、決して数字に振り回されるのではなくて、我々が生きていく上でも非常に大事なものだという点でいけば、食料の自給＝食料の備蓄＝家畜という事をしっかり踏まえていただければなと思っています。

2点目今回の審議会は5年に一度の新しい農業基本法見直しに向けた重要な会議です。私は3回この基本法の見直しに直接間接的に関わってきましたけれども、今回の食料と農業と農村の基本法の中で、やはり、畜産から出てきた肥料をどうやって使っていくのかとい

う、有畜複合という当たり前のことですが、この点をしっかりと、踏まえて進めているという点では今回の基本法の中にしっかりと盛り込んでいただいています。

3点目はやはり飼料米の件です。私は青森県のトキワ養鶏で2006年から飼料米を初めて栽培し、10年以上になる2019年産米で当時から飼料米品種として有望だった「まっしぐら」が、前回は申し上げましたが、特Aを取ったのです。決してこれは特Aを取るのを目的にしたお米じゃなくて、青森県の方々もまさかという事でみんな一致していると思えますけれども、食用のお米という考え方ではなくて、13俵取れる米だから、もう飼料米にこれは一番いいんじゃないかと作ってきたのが、この十何年たい肥活用を進めてきた中で、思いもかけない特Aになったということです。今回この特Aになった事に触れたのは特A。を主張したいのでは有りません。水田は、やはり、土作りなんだという事をお話したかったのです。

この事から農林水産省の皆様には、今まで農林水産省が有畜複合農業を進めてこられたという自負心を持っていただいて、これからも、この畜産部会にいろんな方が入ってくると思いますが、いろいろ御意見を聞くとありますが、方向性だけは、是非、間違わないような方向でやっていただければと思います。

最後に、コロナの問題は、我々が鳥インフルエンザ発生で農林水産省の方々がいろんな対応をして、そのコントロールをした経験、その後世界的な干ばつの中で飼料の自給が必要という情勢の中で出てきた飼料米というように、そういう悪い状況を、いわゆるピンチをチャンスに変えたということではないんでしょうけれども、今回のコロナも、いろんな意味での示唆を含んでいると思いますので、是非、これをきっかけに、本当に、食料とは何なのか、国内での食糧自給をどういうふうにしていくのか、是非、これからも畜産部会の方からも畜産部の皆さんからも発信していただければと思います。

本当に長い間、いろいろ、ありがとうございました。

○三輪部会長

続いて、大山委員、よろしくお願ひします。

○大山委員

よろしくお願ひいたします。

まず、今回お示しいただいた基本方針について、課題とその対応というものについては、

非常に網羅的に記載されているというふう感じております。特に、総論の中でも、総論の4ページ目になりますけれども、上から2つ目の段落の中に、消費者ニーズに国内生産だけでは対応できていないというような表現を入れていただきました。この中には、消費者ニーズには品質に関するものと価格という、2つの意味を込めて消費者ニーズというふうに、そういうような意味を含んでいるというふうに、ここは理解しております。この点、肉用牛の近代化を考える上での議論の出発点として総論に記載していただき、非常に感謝しております。

その上で、私からは4点、御意見を申し上げたいと思います。まず、人材確保に関して、ささいなことなんですけれども、基本方針の中の14ページ、また、15ページにも記載がありますけれども、家畜の飼養等の経験を有するリタイアした人材とか、家畜の飼養経験を有する高齢者というような表現があるわけなんですけれども、こういう経験の限定が本当にここで必要なのかということをし申し上げたいというふうに思います。

基盤強化の中心になるのは、最終的には人ということでしょうから、これまで、こういう未経験であっても、牛と関わる人たちをいかに増やすことができるかということが最重要課題だというふうに思っております。

先ほどからも話がございますように、特に、短期的には新型コロナの影響で、外国人実習生1,000人が入国のめどが立っていないというようなことであるとか、あるいは、より長期的には、70歳定年というものの流れによって、人手不足というものが、今以上に深刻な問題となるというような懸念もございます。人材は、国内で確保するということを最優先にすべきでしょうから、ここでは、経験を問わず、リタイア人材を活用していくことが必要なのかなというふうに感じます。

それと、もう一点、人材確保についてですけれども、16ページの中で、かなり上の2つ目の段落になりますけれども、農福連携の取組の情報発信等を推進するというような記載がございます。この部分、もう一步踏み込んで記載できないかなということをお検討いただきたいと思っております。もちろん、農福連携の成功事例というようなことの情報発信というのは非常に重要なことでしょうから、こういう取組については、もちろん、進めていただくということでしょうが、例えば、社会福祉法人だけではなくて、農業法人であったり、あるいは、一般の農業法人、大きなところ、一般の農家もプライベートな農家も含めて、雇用促進については、こういったところでの農福連携というのは、より一層の注力というものが、まだまだ必要だと思いますし、農業というのは非常に多岐にわたる作業が必要だと

いうことを考えれば、例えば、障害者向けの農業技術開発というものも、例えばですけれども、農福連携の推進には検討に値するのかもしれませんが。この部分について、可能であれば、もう一步踏み込んだ記載をしていただければ有り難いというふうに思います。

それから、3点目は、パブコメに関してなんですけれども、意見の多くは、やはり、アニマルウエルフェアに関する事で占められていたように思いますが、そのことを考えると、もうアニマルウエルフェアの部分は、24ページに記載があるわけですが、少しあっさりしているのかなというふうに感じた次第です。

うちの大学の農場にも、他大学の学生さんがたくさん実習に来られていますけれども、消費者と農家の間には非常に距離があって、農家では普通のこと、消費者にとってはそうでないということが非常に多いということを実感しています。現在の生産の実態というのが、近い将来、大きなツケとなって消費の方に返ってこないよう、より強い危機感を持って、こういった部分には配慮しなければいけないというふうに感じておりますので、例えば、アニマルウエルフェアを推進する人材の確保、農家への定期的な周知等、より具体的な方策というものを検討いただければ有り難いと思います。

特に、こういった点は、今後、輸出における大きな後押しになる可能性というものも認識しておいた方がいいのかもしれませんが。

それから、最後になりますけれども、今回の酪肉近のポイントは、恐らく、持続的な生産ということ、生産基盤の強化ということだと思います。持続的な生産というのは堆肥なんかも含めた環境負荷、それから経営継承というような、そういった側面からのアプローチも重要かと思えますけれども、特に、和牛の遺伝資源という側面も重要な問題になってくると思っています。

昨今、ちまたを騒がせた海外流出の問題というものも、もちろん、重要なことですが、少し、実情を申し上げますと、和牛の遺伝的多様性というのは、近年の改良成果と引換えに非常に小さくなっているという現状もあります。ですので、今のような生産構造を続けていくと、近親交配の弊害が起きたり、消費者のニーズに応えるような生産が、今後、できなくなるというような懸念というものも考えられます。

こういったことを回避するために、様々な取組というものが、今、行われているわけですが、非常に大事なことは、現在の多様性をこれ以上失わせないようにするという事だと思います。例えば、経営継承の問題でいいますと、廃業した農家にいた繁殖雌牛が淘汰されてしまうと、それらが持っていた遺伝子というのは、もう二度と復活させること

はできないということで、もしかすると、将来の改良に必要な遺伝子を消失させてしまうというようなことになる危険性もあるということです。

和牛に関しては、特に、海外に遺伝資源を持たないわけですから、現在、国内にある資源を最大限残していくということが肝要なわけですがけれども、この基本方針の中では、11ページの一番下のところに、ゲノミック評価等の表現もありまして、非常に専門的な評価もされているところですので、遺伝的多様性という、ちょっと地味な話ですがけれども、地味で、ある意味、専門的なことなので、余り基本方針にどこまでこういうことを書き込むかというのは難しいところかもしれませんが、例えば、特に、和牛では遺伝的多様性にも配慮しつつ、というような表現を加えていただければ、非常に有り難いなというふうに思った次第です。

以上4点、よろしく御検討いただければと思います。ありがとうございました。

○三輪部会長

ありがとうございます。

続いて、小野寺委員、よろしくお願ひします。

○小野寺委員

それでは、私の方から何点か、お話をさせていただきますが、今回、これまでいろいろ議論を頂いて、先ほど、いろいろこの検討の内容等について報告を頂きましたが、非常に今回の、検討された、私どもから主張いたしました内容につきまして、事細かく書き込みを頂いたことに感謝を申し上げたいというふうに思います。

また、今回提案いただきました内容等について、特に、生乳生産の関係でございますけれども、北海道としては、やはり、生産現場を預かる我々にとっては、今回の生産数量の目標が780万トンと設定されて、これに対して、酪農者、あるいは乳用の発展に向けて、それぞれ、酪農家の方々が生産意欲を持って、後押しできる数値というふうに、私どもも考えてございまして、非常に今回の設定を頂いたこと、非常に意欲的な数値というふうに考えてございます。

それから、地域別の目標といたしましても、北海道には418万トンから462万トンの設定がされておるということを頂いたことは、これはやっぱり、これからの北海道の持続的成長の実現に向けて、増産を図るための期待数値であるという数値に受け止めていきたいとい

うふうに思っておりますので、この数値を頂いたことを、非常に感謝申し上げたいというふうに思います。

さらに、生乳需要の長期見通しとして、今回、新たに乳製品向けの需要の量が用途別に示されておったということに対しまして、これをまた、国民の牛乳、あるいは乳製品の安定供給とともに、国内における需要調整機能の観点からも、必要な指標として我々の求めてきたことを書いていただきましたことに、非常に、我々としては評価される部分であったというふうに考えております。ありがとうございました。

次に、外部支援組織の育成強化についてであります。特に、酪農ヘルパーに言及しておりまして、酪農ヘルパーの要員確保や定着に向けた雇用の条件、あるいは、職場環境の整備とともに、両組合の組織強化に取り組む推進と、強く、きちんと明記を頂いたことは、我々にとって非常に心強いというふうに思ったところでございまして、この部分について、酪農家を支える重要な事業でありますから、生産現場の実態を踏まえて、今後とも、具体的な取組の推進をお願いしたいということでもあります。

この部分については、特に、酪農ヘルパー、あるいは、生産現場で働く人たちの、今回、コロナウイルスによって、今、外国人の方々の研修生が来られないという状況になっておるといことで、非常に現場は苦慮しておりますし、これはまだ、先の見えない戦いをしていかなければならないということの中では、今後も、こういったことがあり得るといことを、やはり、きちんと想定した中で、こういった外部に対する組織というものをきちんと整備していかなければならないというふうに思っておりますので、また、今後とも、よろしくお願いを致したいというふうに思います。

生乳の需給安定について、今回、増産に向けた、非常に意欲的な数値が提案されていることは、我々にとって、非常に前向きな目標の実現のために、急激な需給変動にも対応できる政策が裏付けされておるといふうに思っておりますが、農家の不安が、そういった部分では払拭されて、安心して増産に取り組めるというのが、今回の酪肉近で書いていただいた数値かなというふうに思っておりますので、これからも、畜産部会の中で何度か申し上げてきておりますけれども、短期的な需給の緩和の際におきます生産現場での基盤を遜色させないように、国として生乳生産から、牛乳、あるいは乳製品、そして、販売までの、いわゆる、ミルクサプライチェーン全体を安定化させる方向に、機動的に対策していただけるよう、国と、そしてまた、生産者、乳業メーカー等と連携した中で、検討いただくように要望しておきたいというふうに思っております。

それから、もう一点でございますが、次に、生乳対策の流通の体制の構築の問題であります。先ほど、金井委員からもお話がありましたけれども、今回のMMJの問題等について、農林水産省が責任を持って実態を十分に調査するというふうに書いてございますけれども、現実、起こっておるのが、私の地元の農協でもありますし、北海道全体で起こっておるということで、この問題については、今回、本当にしっかりと現場を調査を頂いて、きちんと、これを制度として明記できるような方向に、今回のこの酪肉近の中でも、きちんと提案を頂いて、次の生産現場の方々の意見を基に、新たな対応を、是非、お願いを致したいというふうに思っております。

これが北海道の、それぞれの現場の中で起きておりました、非常に、今、危惧するところでもありますし、いろいろ、生乳が悪いとかいいとかとっておりますが、その半分は、我々、系統が受け入れているわけでありますから、決して、そういった消費者の方々に誤解を与えるような、そういう悪い牛乳を我々が入れているわけではありません。全て、しっかりとした検査をして、我々も入れておるわけでありますから、この部分を早急に調査、検討いただければなというふうに思っております。

また、最後になりますが、今回、酪肉近のこの問題と直接関係はないかもしれませんが、今回の新型コロナウイルスによっての学校給食の停止等に伴って、学乳のキャンセル等の影響がさることながら、インバウンドだとか、いろんな方々の減少によって、行事、イベントが中止される、自粛されることによって、国内の経済全体に及ぼした影響は、非常に長期化するというふうに我々は思っておりますが、その中で、牛乳、乳製品のさらなる需要の低下によって、脱脂粉乳をはじめとする乳製品の在庫が非常に積み上がっておるというふうに懸念される場所がありますので、今回、これらの処置に対して、予備によって学乳停止に伴う需給緩和対策が講じられるというふうに聞いてございますけれども、どうか、短期的なこの需給変動の問題が現実起こっているという実態を踏まえて、是非、国と我々生産者、そして、関係機関が連携した中で、早急に機動的に、これらの問題を解決できることを、今後、恒久的に、これらの対策ができるということ、将来にきちんと明記していただければなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。ありがとうございました。

○三輪部会長

ありがとうございます。

続いて、小谷委員、よろしくお願ひいたします。

○小谷委員

ありがとうございます。基本方針を拝見しまして、今までの意見を取り入れていただいて、大変、誠意のあるものを作っていただいたと思っております。感謝を申し上げます。

それで、改めて、1つですが、まず、7ページの生産基盤強化の対応という部分で、酪農家の戸数の話、10年前と比べて、3割減少ですとか、高齢で後継者がいない層が生乳生産量の2割を占めているなどの情報がありました。

これを踏まえて申し上げたいのは、11ページの生産基盤強化の具体策というところで、増頭・増産なんですけど、つまり、言いたいことは、増頭・増産はもちろん大事なんですけれども、同時に、今やっている経営体を減らさないということが大事なのではないか。農家戸数をキープするというような視点が、増やすのと同時に、やめていく人を出さないというような視点が、もうちょっと大事なのかなというふうに思います。

この下にも、中小規模の家族経営の話も載っていますけれども、増頭・増産を推進するのを担うのは、やっぱり、生産者なんだという部分です。

それから、これに関連して、後半の30ページ、31ページに、生乳の生産数量の目標、それから、飼養頭数の目標というのは出ているんですけども、これは質問なんですけれども、いわゆる、生産者の経営体の目標というのは掲げなくていいんでしょうか、という、やはり、頭数や乳量を担うのは生産者であり、経営体ですので、あるいは、生産面積はちょっと分かりませんが、それを担う生産基盤としての経営体の目標を掲げたら、もう少し分かるのではないかとこのように思いました。

この件についてはそれで、あと2つ別のことで、これは純粋に質問なんですけれども、今すごく国産チーズを国も支援しているのは分かるんですけども、問題と申しますか、都府県では飲用向けの乳価のままチーズに加工しているという。それをもっと都府県でチーズ工房を増やすために、何か加工業者が安く手に入れる、もちろん酪農家がそれで損をしては困りますが、そういう配慮とか補助というのがあったら教えてもらいたいなというふうに、あるいはこれから考えているんなら教えてくださいということなんです。

あと、最後にもう一点だけ、今回のコロナの、今もお話がありました、給食の牛乳などの話ですけども、前回の28日のこの畜産部会で、正にその意見が出まして、部会長も農水大臣が牛乳を飲むよう呼び掛けたらいいですねというようなアイデアも言っていましたけ

れども、実際には農水省でそういう情報を市民、国民に発表したのが、ホームページによると3月2日の夜か3日だったというふうに思っています。私もSNSなんかでいろいろ調べていて、この牛乳をどういうふうにみんなで共有していけばいいのになと思いつながら、あちこち見ていたんですが、つまり、問題が起きてから補償や補助金が発生する前に、もっと市民にこういうことが起きますから飲みましょうというのを、いち早く呼び掛ける。今、全てが情報戦の時代ですので、むしろそれを上手に農水省の側から、こんな問題が起きるからやりましょうというのを、一番いろんなデマが飛び交ったり、インフォデミックが起きていますが、それを逆手に取って、最も大事な情報を国が、あるいは国の機関が、行政なんかも関連団体も通じて呼び掛けるという。生産と消費をもっと国民と一緒に共有するような、課題を共有するような姿勢が、これから大事なんじゃないかなというふうに思いました。とはいえ、いろいろ農水省も国民のためにやってくださっていることはよく分かっていますので、私ももちろんお手伝いしたいと思っています。どうもありがとうございました。

○三輪部会長

ありがとうございます。

それでは、ここで一旦事務局の方から御回答等を頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

○伏見畜産企画課長

まず、いろいろな御指摘、ありがとうございます。

お褒めの言葉もありましたけれども、委員の方々の意見は盛り込むようにして努力したつもりでございます。その中で、検討するべきものは検討させていただきますが、まず、石澤委員の、畜産はライブストックだということ。我々も大切な食料資源であるということは自覚しておりまして、基本計画がございますので自給率目標等を見無視するわけにはいきませんし、この数量もそれに合わせたものでございますので、それにそういう目標を目指しながら頑張っていくということで御理解いただければと思っております。

あと、コロナの話がございましたけれども、先ほど金井委員のときに申し上げましたけれども、コロナの対策について、今この基本方針の中に書き込むというのはちょっとなかなか難しいものがございまして、一つ、我々が追加させていただいたのは、まえがきで、3

ページ目でございますが、これはほかの基本方針も同じような記述がございますが、9行目でまた書きで「近年多発する災害や新型コロナウイルスなどの感染症のまん延といった不測の事態による経済活動への影響に対する懸念についても、その状況を的確に把握し、しっかりと対応しなければならない」と書き込まれておりますので、状況に応じて、対策を、方策を立てていくということにさせていただきたいと思っています。

大山委員の話ですが、14ページ目、15ページ目にリタイアした方ということで、「家畜の飼育等の経験を有する」というのは、これはちょっと書かせていただきたいというのがございまして、このまま裸の状態で「リタイアした人材」というと、何ですかとか、ある人の意見の中には、ちょっと限定した方が、書いた方が、リタイアした人たちが全て生き物である家畜を扱えないという御意見もございましたので、検討させていただきますが、このまま書かせていただきたいという気持ちがございます。

あと、16ページ目のところですが、後で詳しくお答えするかもしれません。農福連携のところについては、検討はしますけれども、ちょっと後で補足をしていただきますが、ここについても御意見を承りました。

あと、24ページのアニマルウエルフェアのところでございますが、少し書きぶりが足りないということがございますけれども、24ページの9行目から書いているところで、今現在、私どもがやっているのは、OIEが示した国際的な指針を踏まえまして、通知等で理解醸成ということを図っております、この基本方針の中に更に書き込むことは検討させていただきますが、現在書けるのはこの程度というか、こういうことだと思っておりますので、これについても検討した上で、次回、報告させていただきたいと思っております。

あとは、持続的な生産がポイントということは、もちろんそのとおりだと思っておりますし、今回のポイントは堆肥化の話もございまして、経営継承の話も相当書かせていただきましたので、そこも含めてポイントになっていると思っております。

あとは、小野寺委員の方から、外国人労働者の件等ございまして、これは外国人労働者に限らず、人材の関係はいろいろ、御指摘も踏まえまして、書かせていただきましたが、コロナに絡んだとすると、私ども、ガイドライン等でどうすべきであるかという、石澤委員からも言われましたけれども、その都度、その都度通知あるいはガイドラインでは出しておりますので、状況を把握しながら適切な対応をしていきたいと思っております。

小谷委員からの御指摘でございますが、もっともな御指摘ございまして、今やっている経営体を減らさないというのは、これはポイントでございます。記述にあるとおり、頭数

としては少なくとも、戸数としては相当な程度を占めるというところがどんどん抜けていくというのはよろしくないですし、我々もそういうことは意図するところではございませんので、そういう方針で臨みたいと思っております。

あと、個々の生産者の目標を掲げなくてもよいのかというのは、基本方針でございますので、全体の生産数量目標あるいはそれに合わせて頭数というのを御提示しておりますので、そこを目指していただくということと、個々の経営、先ほどの大事な御指摘で、経営体を減らさないというのは、その方々も頑張っていた上で、全体でこの数量目標、もちろん目標以上のものも達成していただいても結構だと思いますけれども、それらに取り組んでいただくのが大事だと思っております。

私の方からは以上ですけれども、農福連携についてちょっと。

○形岡畜産総合推進室長

農福連携の関係で補足いたしますと、今、いわゆる社会福祉法人などで福祉的就労などが進んでいると思っておりますけれども、いわゆる農家においても、それを進めるために、例えば、畜産クラスター事業におきましては、農福連携の取組を拡大するといったものに対して、優先的に採択をするといったような取組をしております。

例えば、特別支援学校における農業実習の受入れをやるとか、障害者の能力を發揮できるような、障害者に適した作業の切り出しとか、作業エリアのバリアフリー化、障害者が働きやすい環境を整備するといったようなことに対して、加点ポイントを付しているといったことで、農家そのもので受け入れることができるように、まずインセンティブを与えたいというふうなことを今やっております。

また、中央畜産会において、障害者の就労機会の拡大を目的とした事例集とか手引書などを作成しております。まずは、農家において慣れるといったようなところから進んでいって、拡大していくということが重要なことというふうに思っております。こういった取組を更に進めていきたいというふうに思っております。

○関村飼料課長

石澤委員の方から、飼料用米と土作りについて御意見を頂きました。前回の畜産部会でも御紹介させていただきましたが、飼料用米多収日本一の受賞者、800キロ～900キロぐらい、10アール当たり収穫している方々は、適切な肥培管理をして多収を実現をしております。

やはり、適切な肥培管理に向けて、堆肥の投入等、非常に有効だと考えておりますので、政策統括官部局と一緒にしまして、飼料用米の生産の推進に当たりまして、情報提供等をしっかりしていきたいと考えております。

○水野牛乳乳製品課長

小野寺委員の方から、今回の事案の件を、金井委員と同様に意見が出ましたけれども、先ほどお答えしたとおり、事実関係を調査した上で適切に対応していきたいというふうに考えてございます。

また、需給の安定については、19ページのところで、その⑤番で「国は」というところでしっかり書かせていただいたところがございますので、これを踏まえて、生産者団体、乳業者の方々と一緒に適切な生乳流通を、需給の安定を図ってまいりたいと思っております。

特に今回、学乳の停止で一時的に学校給食用の牛乳が浮いてしまうという問題があったときにも御協力いただきまして、今回、事業でも仕組みましたけれども、加工に向かわせていただく分については、その格差のところの見合いを支援するということと、一方で、脱脂粉乳が積み上がることについては、それを飼料用に回すことについても、その部分の差額補填ということで、今回、対応させていただいたところがございます。

今後、コロナの対応等、いろいろ御懸念の事項があると思っておりますので、我々としては、そういう意見をしっかり踏まえて、何ができるかちゃんと検討していきたいというふうに思っているところでございます。

あと、小谷委員の方から、御質問にあった、チーズ向けの乳価の話でございますけれども、基本的には飲用向けの乳価ではなくて、加工用向けの乳価というのがございますので、チーズ向けの乳価で取引をされて、それで工房の方が購入され、チーズをお作りになられるということでございますけれども、基本的には飲用より安くなってございますので、ここでも御議論いただきましたけれども、生産者、補給金の方を交付して、その差額を埋めているということと、チーズについては生産者に対しては、現在、チーズ向けの奨励事業というので、キロ12円の生産者への補填をしているというようなことがございます。あと、工房向けさんには、チーズ工房のハード整備をする際には、その施設整備に対して2分の1の支援ということを事業でやらせていただいているというようなところでございます。あと、今回のコロナの対応で、早め早めに呼び掛けるということはそのとおりでございま

して、私どもとしても、今回、前回の審議会の場で御議論いただいた後にツイッターでメッセージを出させていただいて、あれはかなりのヒット数がございまして、たしか300万近い、正確な数字は覚えていませんけれども、300万近いヒット数があったというふうに記憶してございます。

私どもとしても、できる限り無駄がないように、生乳が廃棄されないような、消費者に対する呼びかけや、加工に回っていくように配慮しているところでございますので、これからもそういったことを心掛けながらやっていきたい、情報発信等もしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

私からは以上です。

○犬飼畜産振興課長

私の方から、まず、石澤委員から御指摘のありました、畜産とそこから出る堆肥の利用をしっかりと進めるということでございますけれども、この酪肉近などの目標は正しく作って、それを達成するためにこれから汗をかいていくということが重要でございますので、土作りを含めて、耕種サイドと連携をして、しっかりと汗をかいてやっていきたいというふうに思っております。

それから、大山委員から2点御指摘を頂きました。アニマルウエルフェアの関係ですが、24ページのところの記述があっさりしているということでございました。ここに技術指導通知というのが出てきますが、実は今回、動愛法の改正とか、そういったものを踏まえまして、技術指導通知を全面的に作り直して、先般、発出したところですので、そういったことの中身も踏まえて、書き込めることがあれば、書くことを検討したいと思っております。

それから、和牛の遺伝資源の遺伝的多様性の確保について、御指摘を頂きました。家畜改良・増殖目標の14ページのところには記述があるのですが、大切な御指摘でございますので、11ページなのか、肉用牛生産のところを書いている20ページなのかということはありませんけれども、これについても対応を検討したいと思っております。

○三輪部会長

ありがとうございました。

○大山委員

リタイア人材の先ほどのお話なんですけれども、既にもうやられている方って、高齢者なんですよね。だから、実際リタイアした経験のある方というのはどれほどいるのかなというのが、現実、問題になる可能性もあるかなというところにはありますので、趣旨は理解しましたので、内容、書きぶりについては御検討いただければと、お任せいたしますが、そういうことです。

○三輪部会長

ありがとうございます。

それでは、引き続き、里井委員、須藤委員、藤嶋委員の順番で御意見、御質問いただければと思います。

○里井委員

ありがとうございました。

非常に基本方針の、こちらを拝読させていただきまして、今まで皆さんと議論してきたことが誠意をもって表現されているなということを感じました。本当に感謝申し上げます。特に私の場合は、基本方針の中でも第Ⅲ項目の辺り、生産基盤強化のための具体策というところで何度か申し上げさせていただき、具体的には11ページにおける、中小規模の家族経営のところの「規模拡大を行わずとも生産性向上を図る」という、この一文にこだわってまいりましたので、そこが冒頭で書いていただけたことに非常にうれしく思っております。

その中で、あと一、二点ほどちょっと追記で申し上げたいのが、ちょっと同じ重複になってしまうこともあるんですけれども、第Ⅲの生産基盤強化というところでの具体策に關しましては、増頭・増産、それから人に関してということで、項目がずっと続いてまいります。13ページにおきましては、人材の確保ということで、更に（１）、（２）、（３）と続くわけなんですけど、大山委員からもございましたように、一番最初、この人材の確保というところで黄色のところがありまして、一番最後、「労働力や人材の確保を進めることが重要」と書かれております。この重要ということは、働いている方も国の方も、皆さんも本当に感じていることで、じゃ、国としてどうするかということが1、2、3とつながるかと思うんですが、繰り返しになると申し上げているのは、私も、真ん中19行目、「家畜の飼養等の経験を有するリタイアした人材」という、この一文にちょっとクエスチョン

マークを付けた一人というのを付け加えさせていただきます。

具体的には、家畜の飼養の経験を有するという事は非常に貴重な方だと思っております。別に、逆にリタイアしてはようが、してはまいが、本当はもっと連携すれば、もっと組織の強化につながるのかなと思っております、それは具体的にはどことどこというふうには申し上げづらいんですけれども、もともと家畜のすばらしいいろんな経験をされている方の、その手法であるとか考えというのはもっと共有化していければいいんじゃないかなと、実は思っております、そうやって横のつながりというものの強化ができないかなというのはずっと思っております。

そういう意味を踏まえまして、例えば、次の農業高校における事例調査、優良事例という情報発信もそうなんですけれども、国として組織を強化できるという点において、更なる強化策というのが、もうあと更に続けばいいなと思っている次第です。

言葉尻の一行だけの問題ではなくて、家畜の飼養などの経験を有する方全員、リタイアしてはようが、してはまいが、全員何か共感をできるような、一丸となることができることがないかなというのを模索している最中です。

それが一つと、2つ目がこちらの家畜改良増殖目標の(案)の方で、私も、大山委員が部会長となられて、委員会に出席させていただいた一人なんですけれども、特にその中で、本当に、肥育期間の短縮という点において、非常に長く議論をされた記憶がございます。19ページにおきまして、それが具体的には、黒毛和種においては29.5か月から26~28になりましたというふうに云々と数字がつながるんですけれども、こちら、結果こうなりましたということが現場の方々にもスムーズに、数字だけが先に出るのではなく、具体的にこういう理由でこうなったということがうまく現場の方と連携できればいいなと思っておりました。非常に、肥育期間を短縮するということが難しいという意見と、昨今の消費者ニーズというものに対応したいという思いとの葛藤をされている方が多かったように記憶します。結果、こういう数字になったというところで、やはりいろんな思いをする生産者の方が増えるのではないかなと思っておりますので、こちらのフォロー体制というのを持っていたければなと思っておりました。

最後、もう一点なんです、机上に配付というので、何か副題のたたき台という一枚がございました。1番から8番まで副題のたたき案がある中で、個人的には何か2番が、「地域一丸となった持続的な畜産経営を目指して」とか「みんなで創る持続的な畜産に向けて」という言葉が分かりやすいのかなという気がいたしましたので、こちらは案として意見申

させていただきます。ありがとうございました。

○三輪部会長

ありがとうございました。

続いて、須藤委員、よろしくお願いいたします。

○須藤委員

大変お世話になります。

今回の酪肉近におきましては、持続的な畜産・酪農の発展のためというような、大きな命題がございました。特に生産現場だけではなくて、生産から流通、加工までを網羅した、SDGs というような観点からもかなり踏み込んだ原案となって、大変私としては満足はしております。ありがとうございます。

しかしながら、いろいろな面で節目でありますこの時期に、一つ一つの課題に向けまして、ターゲットを絞って解決をしていくことが大変重要であるというふうに思っております。例えば生産現場、生産基盤強化なども、これ、いろいろやっておるんですけども、どうしても歯止めがかけられないのかなど。それとも、残念なんですけれども、何か自然放置されているようにも見受けられまして、私ども生産者としては大変納得ができません。難しいことなんでしょうけれども、まずこの一点に絞ってやるというような、更なる積極的な努力をしていただきたいというふうに思っております。

今後、この日本が栄えるためには、大変農業が基本であり、要であるということには、どなたも異論はないというふうに思っております。そのためにも、冒頭に私が申しました命題に向けて、オール農業関係者として、更なるアクセルを踏み込むという必要があると思っております。農業は衰退するのか、隆盛なのか。具体的には、今の農業者が誰にバトンを渡していくのかということだと思っております。ここなんです。これを明確にしていくことが、大変重要なんだと思っております。

まず、農水省さんとしては、私は思っているんですけども、酪肉近だけではなくて、今後も現場ファーストということ念頭に置きまして、このようなディスカッションのできるテーブルを、是非作っていただいて、更なる情報交換等を進めていければ、より課題克服に向けて、いい一歩になっていくんじゃないかなという、お願いでございます。

本当にずっとやってきまして、農業のために皆さんが知恵を出し合っているというのは、

もう本当に重々分かりますんで、それを更に進めていくということに是非、ステップをアップしていくということに是非、傾注していただきたいというふうに思っています。以上でございます。

○三輪部会長

ありがとうございます。

続いて、藤嶋委員、よろしくお願いいたします。

○藤嶋委員

よろしくお願いいたします。

昨年4月から約1年間にわたり、この畜産部会に参加させていただきまして、生産、流通、消費に携わる多くの方の意見をお聞きし、また、皆さんと議論できましたことはとても有意義でございました。

今回、畜産現場、酪農現場、現場との一体感の非常に色濃い基本方針で、すばらしい出来栄えだというふうに思っております。取りまとめてくださいました事務局の皆様にも、深く感謝を申し上げたいと考えております。

まえがきに「酪農及び肉用牛生産の成長産業化の促進」とございます。正にそのとおりでございまして、今はコロナウイルス感染症で世界中が大変なことになっておりますが、10年後を見据えれば、酪農と肉用牛生産だけではなく、豚肉、鶏肉も含めた、日本の畜産を世界というマーケットに向けて、成長産業とするべく、生産基盤強化に強力に取り組むべき重要な時期だと捉えております。そのためにも、産学官がそれぞれ持っている、いつも申し上げているとおりでございますけれども、知を集めて、生産基盤の強化、次世代への継承、皆さん、おっしゃっていることでございます。中小家族経営の支援、家畜排せつ物対策、家畜改良と、多くの課題に挑戦していくことが重要だと考えております。ここに書かれておりますことのP D C Aですね。フィードバックをしながら実行していく、いつもこのテーマだけ、定性だけ議論しても仕方ないと思います。これを実行に持ち込んでいって、数値的目標、あるいは本当に中小の家族経営を守れたのか、幾らのファミリーの方あるいは幾らの農家の方が事業継承できたのか、BCPですね、これを数値できちんとフィードバックしていくことが肝要かと考えております。実行部隊の方が委員、特別委員あるいは委員の方にいらっしゃるわけでございますから、畜産というのは終わりのない戦い

でございますので、引き続き、農水省の方の御協力を頂きながら、実行に移していきたいと考える次第でございます。

飼料工業会からは、原案に対する修正意見はございませんが、いつものお願いではございますが、3点、申し上げたいと考えております。

1点目は、この場で何度も発言して申し訳ございませんが、17ページの国産飼料用米についてであります。畜産サイドの年間需要量が120万トンある中で、基本計画での生産努力目標が110万トンから70万トンに大幅に引き下げられました。また、しかるに、昨年の生産計画数量は38万トンにしかすぎません。国産の飼料原料として安定的に使用するためには、輸入とうもろこし同等以下の価格で安定供給が欠かせないと考えております。引き続き、国による農水省の皆様の強力な御支援の継続をお願いしたいということが、1点でございます。

2点目は、同じく17ページのエコフィードの活用推進についてであります。いわゆる Classical Swine Fever、普通の豚コレラ、それからASF、アフリカ豚コレラの対応といたしまして、3月9日に豚・いのししに関わる飼養衛生管理基準が公布されました。この中で、エコフィードに関する加熱処理温度、時間等が変更され、今後、農林水産省のガイドラインが出るとお聞きしております。エコフィードは貴重な国産飼料原料であり、ガイドライン策定に当たりましては、我々、飼養業界を含め、関係者の意見を十分お聞きくださるようお願い申し上げたいと考えております。

最後でございます。3点目は、以前にも申し上げましたが、25ページの飼料・飼料添加物に係る安全確保についてであります。飼料・飼料添加物に関する規制につきましては、国際基準との調和を念頭に、今後も御担当の畜水産安全管理課と定期的なコミュニケーションを取らせていただけるようお願い申し上げたいということでございます。

次回の畜産部会での答申となりますが、これらの方針目標がそれぞれの現場で具体的に展開され、結果に結び付き、5年後、10年後、今回の酪肉近が大きな役割を果たしたと評価されることを期待して、私の意見とさせていただきます。ありがとうございました。

○三輪部会長

ありがとうございました。

それでは、僭越ですが、私の方からも意見を申し上げたいというふうに思っております。

まず初めに、これまでの議論をしっかりと反映いただいた形でまとめあげていただいた事

事務局に御礼を申し上げたいというふうに思っております。

今回の酪肉近、家畜改良増殖目標のタイミングですが、正にこのスパンを考えてみますと、人口動態であったり、経済環境でありましたり、もしくは貿易自由化でありましたり、先ほど藤嶋委員からの方もお話がありましたCSF、豚コレラ、豚熱であったりと、正に畜産・酪農業界、非常に大きな転換点であったり、非常に厳しい向かい風にある中で、今回は、私の個人的な意見でございますが、通常以上にこういう基本計画をやったり、目標とこのことの重要性が高まっておったところだと思います。その中で、委員の皆様は御協力いただく中で、非常に丁寧な議論をしていただきましたし、また、事業者であったり、農家であったり、関連事業者の方々のヒアリングを含めて、現場に寄り添うような形でまとめあげることができたということについて、委員の皆様、事務局の皆さんに、改めて御礼を申し上げたいというふうに思います。

こちら、改めて振り返ってみますと、非常に未来志向の様々な方向性が示されているとともに、非常に大事なことだと思いますが、直面する危機であったり、今、農業者の方々、事業者の方々が瀕している向かい風についても、逃げることなくそこについて言及されているというところについては、非常に大事だと。このスパンを、最後検証するとき当たって、このような厳しい環境がきちんと書かれていると。それを認識しているということ自体が、非常に重要なメッセージなんだというふうに思います。

その中で、非常に多様な専門性をお持ちの委員の皆様方から、多角的、多面的に御議論を頂いたということですね。皆様、是非昔の資料を御覧いただければと思いますが、当初の各分野ごとの検討であったり、骨子、そこから本文案が出てきているというところでいくと、かなり委員の先生方の御意見を踏まえて、ある意味エッジの効いたような、非常にメッセージ性の強いものになっておるということを御理解いただけるかというふうに思います。

皆様方の知見であったり、御提言であったり、メッセージというものがかなり色濃く反映されたということについては、私もいろんな委員会等入らせていただいておりますが、その中でも今回は非常に皆様の顔が見えるような形になってきたと。ある意味、我々自身が非常に責任感を持った上で、今後もウォッチをしていかなければいけないのかなというふうに思っておるところでございます。

また、先日の部会の際に申し上げました、新型コロナウイルスのところに関しまして、畜産分野及び他の分野、花木等も、もしくは野菜等含めて、農林水産省の方で非常に迅速

な情報発信をしていただいたのかなというふうに高く評価をさせていただいているところ
でございます。

本日も、庁内、玄関もそうですし、歩いておられる職員の方々一部もそうですが、花いっ
ぱいプロジェクト等もやっておられますし、YouTubeですと、BUZZMAFFの方でもカジュアル
な形で呼び掛けられたりということで、本来であれば、中央省庁の情報発信というのは
素行の裏付けであったり、そこからもたらす効果、副作用等をかなり検証されてから出さ
れると思うんですが、やはり非常時にきちんとしたメッセージを、ある意味主体性を持っ
て出すということに対して踏み切られたというのは、今回の新型コロナウイルス関係の中
で、他省庁と比べても農水省というのは非常にしっかりと目的感を持って、スピーディー
にやっていただいたのかなというふうに思っております。

もちろん、SNSの更なる活用等、先ほど小谷委員から御指摘いただいたように、更に次、
同じような事態が起きたときに、次は何ができるのかとか、どういうふうなコメントをど
の時点で見せるのかというのは、今回まだ終息していない状況でございますので、まだそ
ういう余裕はないと思いますが、一つ大きな教訓になる部分だと思いますし、農水省以外
の他省庁の方々にもお伝えできるメッセージだったり、方法なのかなというふうに思っ
ております。

今回、新聞、雑誌、テレビ等で農水省の方から出されたメッセージというのが、そこから
かなり雪だるま式に大きなメッセージになって伝わっていったという形だと思ってお
ります。朝のモーニングショー、各それぞれのワイドショー等でも取り上げられたとい
うことで、皆さん御存じになられたということで、もちろんそれで全ての被害が防げたわけでは、
当然ないところでございますが、やはり1杯の牛乳を飲んでいただく、1枚のステーキを
食べていただく、1輪の花を挿していただくといったことを、一つのメッセージが出せる
ということについては、今のこの情報化の社会の中で非常に大事な教訓ですし、今回、
我々の方で議論をさせていただいた、今回の基本方針等、酪肉近等もそのようなメッセ
ージとして伝わっていけばよいかなと思っております。

最後、細かいところでございますが、やはり国産飼料のところについては、各委員からも
お出しいただいているように、是非、今後しっかりと目標に向けて、もしくはその目標を
超えるような形で増産を、向けた動きをやっていくのが重要かなと思っております。

企画部会の方ですね、私自身も食料国産率のこの考え方自体、賛同している意見を毎
度申し上げてまいりました。海外の輸入飼料を使ったことによって、畜産農家の方々、酪農家

の方々がお作りいただいている肉や卵や牛乳等が、自給率が低いものだというふうに誤解されることなく、消費者に賢くスマートに選択いただけるということについては、非常に大事な指標だと思っておりますが、一方で、改めて誤解ないように周知徹底していかないといけないのが、飼料自給率を隠してしまうものでは当然なくて、飼料自給率は当然、今回明記されているように上げていくということですね。水準等については各委員から御議論いただきましたが、というところですので、この2つですね。国産の畜産物、酪農製品をしっかりと買っていただくというところと、あとは飼料をやはり国産の比率を高めていくという、この2つをしっかりと取り組んでいく必要があるかと思っております。

また、輸出についての5兆円目標というのは非常に、ある意味、ときに夢物語に近いような数字になってしまうところがありますので、正に今から10年間で5倍に増やすと。途中のところでも、まず2倍に5年間で増やすという形ですので。今までどおりの延長線で、確実に到達できない部分なんだと思います。先ほど、各委員からお話がありましたが、増頭すれば大丈夫なのかとか、またチーズを増産すれば作れるかだけではなくて、その設備はどうなんだ、流通はどうなんだ、それを扱える商社、どういうふうな方がいるのかとか、相手方との契約はどういうふうにしてばいいのかという、ある意味、非連続な形でこ入れ策が必要になってくると思いますので、是非、今後畜産部会でも皆様の皆様方から、様々な御提言を頂ければ有り難いなというふうに思っております。

最後になりますが、今回の酪肉近では、家畜改良増殖目標というのは、正に一つの方向性でありまして、各委員から御言及いただいているように、それを随時チェックして、それを達成できるように、もしくはこ入れが必要なところについて迅速な対応をしていくという、正にKPIをしっかりとチェックしながら、年次ベースもしくは半年、四半期という形でしっかりとPDCAを回していくということが大事でございますので、是非、委員の先生方にも、今回作った後のところも含めて、様々な御知見から御意見を頂けるような形で、我が国の畜産・酪農が、こちらに書いてあるような、次の一步を踏み出せるような形になればなど。私自身も、微力ながらもお手伝いをさせていただければというふうに思っております。

私の方から、長くなりましたが、以上でございます。

あと、本日御欠席の委員の一部の方からメッセージ、御意見の方を頂戴しておりますので、大変恐縮でございますが、事務局より代読を頂ければと思います。よろしく願いいたします。

○形岡畜産総合推進室長

事務局から代読を致します。砂子田委員、築道委員、それから西尾委員から御意見を頂いております。

まず、砂子田委員でございます。

酪農経営の推進モデル、分かりやすく提示されていると思います。実際、酪農現場では、本当に人材が足りていない状況に加え、今回の新型コロナウイルスの影響で、外国人労働者は期限を過ぎて帰国するも、面接もして、決まっていた方々が来られなくて、人手に困っている酪農家はたくさんいます。今後、どのような状況になっていくかも分からないところが心配です。

後継者育成についてですが、先日、畜産系の大学生と話をしたところ、今、道内の畜産系のサークルの大学生同士が連携して、積極的に勉強会や研修会、視察などをやっているんだそうです。そういった情報交換の場はとても大事なことだと思います。これに生産者も積極的に関わっていくことも、後継者確保に結びつくきっかけになっていくと思います。最後に、MMJのことですが、今、国では増産、増産と言われている中に、一日にたくさんの牛乳が捨てられている現状に、生産者として違和感しかありません。もちろん、いいとこ取りはよくないし、出荷していた牛乳の乳質の問題もあるのかもしれないですし、そのための規則もあるというのは分かるのですが、そんな中でも毎日牛乳は生産されているのに捨てられているのはよくないと思うので、早く対応が大事だと思います。4月から、ホクレン出荷になる農家さんもいるようですから、ある程度収まるのかもしれませんが、このままではよくないと思うし、解明し、生産者が安心して出荷できる環境を望みます。

次に、築道委員の御意見です。

酪肉近、家畜と鶏の改良増殖目標及び家畜排せつ物の基本方針（案）について、これまでの事務局の御努力に敬意を表します。

本題に入る前に、御案内のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大により、消費マインドの縮小から畜産物の需要も減少しており、私の関係する卸売市場で取引される牛枝肉価格は大幅に低下し、それに伴い、子牛価格も急落しており、まだ底が見えない状況にあります。正に、マルキン制度、子牛の補給金制度の出番であるわけですが、できるだけ早い時期に生産者に資金が渡るよう配慮していただきたいと思います。順次の制度改正で、支払

のタイミングが早くなっていると聞いていますが、配慮のほどよろしく申し上げます。

1、酪肉近（案）について。

前回の部会で提案した内容が反映されていて、大変感謝しております。

まずは、まえがき（1ページ～3ページ）について提案があります。前回の酪肉近では、「人・牛・飼料の視点での基盤強化」という、分かりやすいスローガンがありました。今回もそのような言葉を付けられないかと思えます。極めて意欲的な増頭計画を企画していることもあり、積極的な姿勢が伝わるような言葉が欲しいところです。

次に、食肉卸売市場の機能強化（42ページ）について、項目立ていただいたことに感謝します。ついでながら、「食肉処理施設の機能」の前に「生産者と消費者の結節点としての」、「集分荷機能」の前に「生産者と消費者の双方に資するため」の用語を挿入いただけると有り難い。

酪肉近について、進行管理をどのように考えているのか教えてください。5年後に総括するというのではなく、毎年畜産部会で検証していくというようなことが必要ではないかと考えます。

意見ではありませんが、一つ質問があります。家畜衛生対策の充実・強化（22ページ～23ページ）は、大変重要な事項と思えます。この事項を実施する上で、その担い手である産業動物獣医師の育成・確保が大変難しい課題になっていると考えています。今後、どういう対策を講じていこうとしているのか、教えてください。

2、新たな家畜及び鶏の改良増殖目標（案）について。

これまで、何度も消費者は頃合いのサシの入った、頃合いの価格を求めていると発言してまいりました。本案に反映を頂き、ありがとうございます。

以上です。

次に、西尾委員の御意見でございます。

農水省の皆様には、当畜産部会委員・臨時委員各位の意見を踏まえ、骨子案を基に最終案となる答申案を作成いただき、ありがとうございます。

今回、農水省からお示しいただいた基本方針の答申案を拝見しますと、乳業者の立場から申し上げてきた意見についてはおおむね反映され、更に改善されていると考えます。その上で、約1年間にわたる精力的な意見交換の最後の機会として、4点意見などを申し述べさせていただきます。

1、生乳生産量の目標。

生乳生産量の目標については、昨年8月に開催された第4回畜産部会のヒアリングにおいて、乳業者としては、生産者の生産意欲の喚起等に配慮し、いわば希望数量として、前回以上、800万トンに設定するのが適切であると申し上げたところです。その後、中央酪農会議からは760万トン、Jミルクからは775～800万トンといったように、様々な目標数量が示されました。

過去の基本方針における目標数量を振り返ると、前々々回が928万トン、前々回が800万トン、前回は750万トンと減少傾向で推移してきたのに対して、今回の目標は780万トンと、久しぶりに生産拡大を目指す目標が示されました。780万トンという数値は、生乳生産をめぐる事情を総合的に勘案の上、更に政策努力を加味して決定されたものと思われませんが、前向きで生産者の意欲を喚起する目標であると評価したいと考えます。着実な目標の達成に向けて、御指導、御支援をお願いいたします。

短期的には、新型コロナウイルスによる影響もあり、需給が不安定な状況となっているところですが、この目標に沿って安定的に生産が拡大していけば、中長期的には、国産乳製品に対する需要の回帰・増加や、産業全体としての拡大再生産も期待されることから、集送乳及び乳業についても、基本方針に沿った合理化が進みやすくなるものと期待されます。

2、10年後を見通した変化と対応。

今後10年の間に確実に起こる変化として、TPP協定等によりチーズなどの関税がほぼ無税となり、これに伴いプロセスチーズ原料用ナチュラルチーズの関税割当制度が維持できなくなることがほぼ確実であると考えられることを、再三申し上げてきました。その上で、今後とも需要の拡大が見込まれるチーズについて、関税削減等への対応の方向性を記載することにより、骨子案に示された「生乳需給の安定や酪農生産基盤の強化」という方向性との整合性の確保にも配慮していただきたい旨、申し上げました。

こうした中、今回の生乳生産量の目標については、従来とは異なり、乳製品等向けの数量が品目別に記載されています。その中で、チーズ向けの生乳仕向量が49～55万トンと、現状よりも10万トン程度拡大している点が特筆されます。チーズの関税削減等への対応の方向性については、文章としては記載されていないものの、数値目標としてチーズの生産を支える方針を明記していただいたことに感謝申し上げたいと思います。

関税削減等によりチーズの生産継続が困難となり、需給の大幅な緩和が想定される事態に至った場合には、生産者の意欲を維持し、経営の安定を図るためにも、改めて何らかの政策対応について検討していただけるものと期待するところです。

3、集送乳の合理化。

酪農経営体数が減少傾向にあり、特に多くの都府県においては、酪農家は点在しているといしか言いようのない状況の中で、生乳を購入する立場からも、集送乳の合理化は喫緊の課題であると認識しています。こうした認識の下、今回の基本方針においても、「指定事業者を中心として、集送乳業務を集約、一元管理するとともに、生乳検査体制の集約化をより推進するなど、流通体制の合理化を促進する」と記載されたものと考えます。

しかしながら、新たな酪農制度により指定団体及びその一元集荷機能は事実上廃止されたことから、前回の畜産部会でも指摘があったように、二股出荷の拡大や出荷先の年度ごとの変更などにより、そのしわ寄せを受けやすい指定事業者にとっては、記載された内容とは裏腹に、集送乳の合理化を進めにくい体制となっています。

このため、集送乳の合理化という観点から、指定事業者については、具体的な取組の方向性が例示されていますが、前回の需要に応じた生産・供給の実現に対する意見と同様に、それ以外の事業者はどのような対応が必要なのか、考え方や対応の方向性について整理し、全体として表題と整合性のある記載とする必要があると考えます。

4、新型コロナウイルス感染症への対応策。

最後に、本基本方針の答申案とは直接的な関わりはありませんが、目下、最大の課題と云っていい新型コロナウイルス感染症への対応策について、一言申し上げたいと思います。政府による全国一斉休校の要請に伴い、学校給食用牛乳の供給が停止されるなど、酪農乳業にも新型コロナウイルスの影響がじわじわと及んできています。乳業としては、指定団体等と連携しながら、貴重な生乳を一滴も無駄にすることのないよう、事業継続に努めてまいりたいと考えています。国には、今般の学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策に加え、サプライチェーン全体が途切れることのないよう、万全の対策を講じていただくようお願い申し上げます、意見表明とさせていただきます。

以上でございます。

○三輪部会長

御代読ありがとうございます。

それでは、事務局より、各委員、御代読分も含めて、御回答等ありましたら、よろしくお願いいいたします。

○伏見畜産企画課長

それでは、回答させていただきます。

まず、里井委員の方から、これは大山委員の方からもありましたとおり、14ページの19行目の記述については、ちょっと検討させていただきます。リタイアということですが、そこは検討させていただきます。

あと、里井委員の方から連携することが大事ということで、農業高校の記述についても見直して、必要ならば書き直させていただきますと思っています。

あと、副題の話なんですけれども、今日結論というわけではないんですけれども、机の上に配付いたしました、里井委員からは2がいいんじゃないかということをおっしゃっていただきましたが、八つほどありますので、後ほどこれがいいという御意見があれば、頂ければと思います。

それと、須藤委員からは至極大切な御意見を頂きまして、ターゲットを絞り解決するというのは、そのとおりだと思います。何でもかんでも手をかけて、一遍に解決することはなかなか難しいので、そういうことで例示をしていただきましたが、生産基盤が弱くなるのに歯止めをかけるということで、今回の記述にも書かせていただきましたけれども、とにかく成長していかなきゃいけないということと、生産基盤の強化をしていかないと、先ほど、小谷委員の方からもありましたとおり、やめていかれる農業者の方がいるということですから。

私ども、新しい予算の中で、補正予算とか一般予算で、生産基盤の強化のため、また、経営継承は、それはどうしてもやめなければいけない人のために、その農場をなくさないためということで経営継承の話も要求して、補正予算の方は通りまして、一般予算、今審議中でございますので、それをうまく活用しながら政策として対応していきたいと思っております。

あと、須藤委員から、ディスカッションできる場をとということで、これは築道委員もございましたけれども、この畜産部会でやるのかどうかと。多分畜産部会の中でやる方がいいと思いますけれども、これについては、どういう形でやるかということを検討した上で、是非、やらせていただきたいと思っております。

あと、藤嶋委員の方から、同じように生産基盤強化ということがありましたので、この酪肉近の基本方針の中にも書き込んでおりますけれども、それを肝に銘じてやっていきたいと思っております。

あと、最後に、三輪部会長の方から非常にまとめの意見を頂きまして、我々、有り難いと思っておりますけれども、最後の御指摘の中で、これは藤嶋委員からもありましたとおり、方向性を示すのが基本方針であるということで、K P I をしっかり通してチェックをし、P D C A サイクルで回していくというのは、これは至極ごもっともな御意見と思っておりますので、そういうことでうまくやっていきたいと思っております。

あと、砂子田委員の方からは、後継者確保に結び付く貴重な御意見を頂きましたので、それについては今後の政策に生かしていきたいと思っております。

築道委員の方からも、副題を付けた方がいいのではないかという御意見ありましたので、後ほど、もしよろしければ意見を頂きたいと思っております。

同じように、築道委員も検証した方がいいとありましたので、先ほど申しましたとおり、どのような検証があるのかということを検討した上で、お諮りしたいと思っております。

私の方からは以上でございます。

○関村飼料課長

2点、お答えさせていただきます。

1点目は、藤嶋委員の方からありました、飼料用米についての御意見でございますけれども、110万トンから70万トンに引下げということで御意見を頂きましたが、令和元年度の計画生産量38万トンであります。それに比べまして、32万トンも増やすというような目標になっておりますので、これを達成するためには強力な推進が必要だと考えております。このため、政策統括官部局と連携しまして、安定供給・安定生産に関する取組を進める中で、先ほどもちょっと申し上げましたとおり、1キロ当たりの生産コストの低減というのはやっぱり重要な課題ですので、収量が多くなれば、単位重量当たりの生産コストも下がってくるわけですので、そういったところをしっかりと取り組んでいただくように推進してまいりたいと考えております。

2点目につきまして、三輪部会長から御意見を頂きました、飼料自給率についてでございます。前回も御意見を頂きましたけれども、本基本方針が決定された後、飼料増産に向けた取組を進めていくに当たりまして、各都道府県、関係団体と連携しまして、より効率的な推進をよく検討して取り組んでいきたいと思っておりますし、さらに先ほどありましたように、随時状況を把握しまして、改善していくという取組を推進していきたいと考えております。

○望月食肉鶏卵課長

築道委員から、42ページの食肉卸売市場についての御指摘を頂きました。その御指摘を踏まえまして、修文案を検討してまいりたいと思います。

○水野牛乳乳製品課長

砂子田委員の方から、今回の事案の件にまた御意見いただきましたけれども、こちらの方はしっかりと調査して、適切に対応していくということだと思っております。

あと、西尾委員の方から、何点か意見というか、御要望は頂いたもので、それはそのとおり検討していくということと、集送乳の合理化のところ、一つ言われましたけれども、指定事業者は、消費者への牛乳乳製品の安定供給ということで、果たす役割が非常に大きいということで、今回記載させていただいております。特にその集送乳の合理化という観点からも、やはり生乳流通の大部分を担って、集送乳調整金の交付を受けていただいているということもありますので、そういった集送乳経費の負担軽減に努めるということが重要であるというふうに考えております。

なお、新たな制度の下では、適切な生乳流通体制を構築するために、年度途中での契約の不履行であるとか、契約違反に起因する不公平感が起こらないようにするということが大変重要でございますので、今回の酪肉近の本文におきましても、指定事業者を含む生乳流通事業者における契約遵守・法令遵守の徹底について、国が意識啓発を行うとともに、現場の意見を踏まえながら、制度を必要に応じて検証して、適切かつ安定的に運用する旨を記載しているところでございます。

私の方からは以上でございます。

○犬飼畜産振興課長

里井委員から、家畜改良増殖目標の肉用牛の肥育期間の短縮のところにつきまして、増殖目標に記述してあることだけではなくて、そういう増殖目標に至るまでのプロセスですね、様々な意見があったということをしかり現場に説明していく必要があるという御指摘を頂きました。今後、現場に説明していく段階で、そういったことを踏まえて、しっかりとやっていきたいと思っております。

○石川畜水産安全管理課長

畜水産安全管理課でございます。

藤嶋委員から、エコフィールドのガイドライン策定に当たって、業界を含めた関係者の意見を聞くようにという御指摘を頂きました。これにつきましては、ガイドラインを年度明けの5月ぐらいに公表するという予定でございますが、その前にパブリックコメントがありますけれども、その前には意見交換をしっかりとさせていただきたいというふうに考えてございます。

それから、飼料添加物に関して、担当課と定期的なコミュニケーションということでございますが、これにつきましても、引き続き、しっかり対応させていただければと思います。それから、築道委員からの、産業動物獣医師の確保について、今後、どのような対策を進めていくのかということでございます。我々としては、家畜の診療を行う産業動物獣医師が、地域によっては、その確保が困難であるという認識がございます。このため、例えば、公務員獣医師の処遇改善とか、そういうものを支援するため、各都道府県の獣医師の初任給の底上げの状況を情報提供するとか、あとは、地元就職することを条件とした獣医学生に対する修学資金の貸与ということとか、女性獣医師が再就職、職場復帰するに当たっての最新の知識の習得や獣医療の技術の向上を図るための研修等の支援を、必要な取組として進めているところでございます。引き続き、産業動物獣医師の確保・育成に必要な対策を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○三輪部会長

ありがとうございます。

それでは、今頂いた、委員の皆様からの御意見、御質問に対して、一通り事務局の方から御回答を頂きました。

里井委員、よろしくお願ひします。

○里井委員

すみません、ちょっと私が申し上げた意見で誤解があつてはあれだなと思って、1点だけ追記させてください。

基本方針のところの15ページのところでの農業高校の件ですが、非常に私、すばらしい事例だと思っておりまして、先ほど、伏見課長の方から書き直すというお言葉でしたから、そうではなくて、優良事例などを、たくさんあり、農業高校だけではなく、更にここがも

っと広がればいいなという肯定的な意味で申し上げたつもりでございますので、そこだけちょっと誤解がなければと思っております。

以上です。

○三輪部会長

ありがとうございます。

ほかに、委員の皆様方から補足等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、本日、長時間にわたりまして、熱心に御審議いただきましてありがとうございます。

委員の皆様方が、今御発言いただいた中で、各案につきまして、基本的な内容については御了承いただいたものというふうに理解をしておるところでございます。一方、各委員から御指摘いただきました個別の表現の部分につきましては、若干修正等の検討が必要だというふうに考えておるところでございます。大変恐縮でございますが、時間の制約等ございますので、そちらの修正の検討及び細部のチェックによる微修正と併せて、その表現につきましては、恐縮でございますが、部会長の私の方に御一任いただく形でもよろしゅうございますでしょうか。

御了承いただきまして、ありがとうございます。

それでは、事務局から連絡等ございましたら、よろしく願いいたします。

○伏見畜産企画課長

時間の方も、部会長の進行により、終えようとしておりますけれども、副題の方、今日いきなり見せられて、これがいいという意見はなかなか難しいと思いますので、八つ、我々の方からお示ししましたけれども、この中でいいものがあれば、それがいいとおっしゃっていただくのが一つと、あとは、新しく作った方がいいというのがあれば、我々、事務局の方からお聞きします。それで、しばらく間を空けてから、日程の連絡等もございますから、その際にお聞きすることがあると思いますので、整理させていただきたいと思います。それでは、次回につきましては、改めて事務局から連絡させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○三輪部会長

ありがとうございます。

今、お話しただいていた、正に副題案というのは、今回の顔になる部分でもございますので、是非、皆様方から率直な御意見を事務局の方に頂ければ、幸いです。

それでは、本日はこれもちまして、畜産部会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。

午前 11時48分 閉会